

マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託
に関する企画提案書等作成要領

1 提出資料の種類

マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託に係るプロポーザルの企画提案資料として、次の資料を提出すること。

- (1) 企画提案書
- (2) 見積書（任意様式）
- (3) 経費内訳書（任意様式）
- (4) （コンソーシアムを結成して参加する場合のみ）マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託に係る協定書（様式3）

2 全般的な留意事項

- (1) 提案者は、「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託仕様書（別紙1）」（以下「仕様書」という。）に基づき提案すること。
- (2) 企画提案書等の内容は、「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）」（以下「プロポーザル説明書」という。）に記載された上限額を超えない範囲で、自ら実現できる内容を記載すること。
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項が記載されていないとき又は提案内容が本市の仕様書の要件を満たしていないときは、失格になることがある。
- (4) 企画提案書等に記載された内容について、その実現に必要となる追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担で行うこととするので、本市の趣旨を十分に理解したうえで提案すること。

3 企画提案書等の作成上の留意事項

- (1) 企画提案書
 - ア 企画提案書の様式は、本市が定めているものを除き、任意とし、その大きさ及び書き方は、原則、A4縦長、両面横書きとすること。ただし、図面等は、A3の用紙をA4の大きさに折り込むこと
 - イ 企画提案書は、日本語で記載すること。
 - ウ 表題は、「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務のプロポーザルに関する企画提案書」とすること。
 - エ 企画提案書は、仕様書に記載された業務内容等の全ての項目について言及し、おおむね20ページ以内として、通し番号を付すこと。なお、後続契約（プロポーザル説明書参照）に係る内容等については言及する必要はない。
 - オ 企画提案書は、表紙、目次、実施体制表、貴社独自の提案、実績表の順にとじること。
 - カ 本市の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
 - キ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力分かりやすい表現で記載すること。

ク 業務を遂行するための実施体制、要員（統括、管理者等）については、業務経験の内容・時期、資格等を含めて記載すること。

ケ 企画提案書は、次のとおり整えて提出すること。

(ア) 商号等を表示・押印したもの【提出部数：1部】

表紙には、商号又は名称（コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名及び代表幹事業者の商号又は名称を併記すること。以下同じ。）、代表者又は受任者の職及び氏名を記載したうえ、印鑑を押印すること。

(イ) 商号等を表示しないもの【提出部数：5部】

提案者が類推できる表現を入れないこと。

(2) 見積書及び経費内訳書

次のとおり作成し、印鑑を押印したものを1部提出するとともに、提案者が類推できる表現を削除した写しを5部提出すること。

ア 見積書（任意様式）

見積書は、仕様書に基づき業務の実施に要する全ての経費を積算のうえ次の2種類を提出すること。

(ア) 本業務に係る見積書

(イ) 後続契約に係る見積書

イ 経費内訳書（任意様式）

アの各見積書に記載した経費の単価、工数（人、日）その他必要な経費の区分が分かるよう内訳を記載すること。

ウ その他

(ア) 見積書及び経費内訳書は、封筒に入れ、表面に「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務に関するプロポーザルの見積書」と記載し、裏面に住所、商号又は名称を記載したうえ、封緘すること。

(イ) 本業務に係る見積書について、本市が示した契約上限額を超える価格で提出したときは、失格とする。

4 その他

提出期限、提出場所等については、プロポーザル説明書のとおりとする。